

三井山百合会

会長 廣瀬 俊雄

高齢者が多い地区が一つあります。ですが、1位は譲つても榮えある一番目が我が王禅寺西2丁目の地域です。世帯数は360、会員数347。

自治会の発足は、昭和42年9月、当初より住人の自治意識は高く、住環境を守るために活動も盛んなりました。

地理的には、新百合ヶ丘駅の南東部に位置しており、日当たりのいい斜面に大半の住宅が軒を並べています。

大気の澄み切った時期に

千代ヶ丘町会

会長 高橋 慶子

千代ヶ丘町会のスタート

は、まだ開発が進んでいた昭和48年4月でした。

当時は16世帯で周りは、小高い山と広い野原でした。日常の買い物は、百合ヶ丘からのスーパーのお買物バスでした。

地域の開発が始まり、この間千代ヶ丘小学校開校・百合ヶ丘駅・新百合ヶ丘駅行きバス路線の開設・スーパーを始め、郵便局・JA(農業協同組合)、各種医院の開業、千代ヶ丘中央の信号機も設置され、周辺の発展に

美しい姿を見せてくれます。また、遙か南アルプスの白雪を頂いた峰々が望めます。

王禅寺公園交差点の近くにバス停「王禅寺公園下」が新設されて、たまプラーザ方面へのアクセスも改善されました。

この界隈は、麻生区の中でも居住環境がとくに優れ、かつては朝夕、一般会社の役員や高級官僚の送迎ハイヤーが、何台も並んだことから、地域の不動産広告でも「憧れの王禅寺西2丁目!」「垂涎の王禅寺西2丁目!」等と派手にうたわれた時期もありました。

その余波といいましょうか、自治会の活動も発足当初とはかなり変わりつつあります。

当区域の南には、尻手黒川道路があり、居住

单身の高齢者が増えるに伴い、見守りや声かけ、治安維持等を含めて自治会役員の負担が増えることは必至で

お子様を育てるには、良い環境の地域ですので、今後さらに多くの若い世帯が増えて、高齢者の皆様とあらたな町づくりが出来ていればと願っています。

麻生区では3名が毎月第2火曜日の午後1時から4時まで相談をお受けしています。行政相談委員は総務大臣から委嘱された民間有識者で全国に約五千人います。

皆様の身近な相談相手として、国の仕事に関する苦情などの相談を広く受け付け、助言や関係行政機関に対する通知などを実行しています。

麻生区では3名が毎月第2火曜日の午後1時から4時まで相談をお受けしています。

麻生区役所地域振興課

神奈川行政評議事務所

電話(045)511-1165

E-mail: http://kanagawa30@soemu.jp

行政相談のご利用案内

行政相談委員は総務大臣から委嘱された民間有識者で全国に約五千人います。

皆様の身近な相談相手として、国の仕事に関する苦情などの相談を広く受け付け、助言や関係行政機関に対する通知などを実行しています。

麻生区では3名が毎月第2火曜日の午後1時から4時まで相談をお受けしています。

麻生区役所地域振興課

神奈川行政評議事務所

電話(045)511-1165

E-mail: http://kanagawa30@soemu.jp

行政相談のご利用案内

行政相談委員は総務大臣から委嘱された民間有識者で全国に約五千人います。

皆様の身近な相談相手として、国の仕事に関する苦情などの相談を広く受け付け、助言や関係行政機関に対する通知などを実行しています。

麻生区では3名が毎月第2火曜日の午後1時から4時まで相談をお受けしています。

麻生区役所地域振興課

神奈川行政評議事務所

電話(045)511-1165

E-mail: http://kanagawa30@soemu.jp

行政相談のご利用案内

行政相談委員は総務大臣から委嘱された民間有識者で全国に約五千人います。

皆様の身近な相談相手として、国の仕事に関する苦情などの相談を広く受け付け、助言や関係行政機関に対する通知などを実行しています。

麻生区では3名が毎月第2火曜日の午後1時から4時まで相談をお受けしています。

麻生区役所地域振興課

神奈川行政評議事務所

電話(045)511-1165

E-mail: http://kanagawa30@soemu.jp

行政相談のご利用案内

行政相談委員は総務大臣から委嘱された民間有識者で全国に約五千人います。

皆様の身近な相談相手として、国の仕事に関する苦情などの相談を広く受け付け、助言や関係行政機関に対する通知などを実行しています。

麻生区では3名が毎月第2火曜日の午後1時から4時まで相談をお受けしています。

麻生区役所地域振興課

神奈川行政評議事務所

電話(045)511-1165

E-mail: http://kanagawa30@soemu.jp

行政相談のご利用案内

行政相談委員は総務大臣から委嘱された民間有識者で全国に約五千人います。

皆様の身近な相談相手として、国の仕事に関する苦情などの相談を広く受け付け、助言や関係行政機関に対する通知などを実行しています。

麻生区では3名が毎月第2火曜日の午後1時から4時まで相談をお受けしています。

麻生区役所地域振興課

神奈川行政評議事務所

電話(045)511-1165

E-mail: http://kanagawa30@soemu.jp

行政相談のご利用案内

行政相談委員は総務大臣から委嘱された民間有識者で全国に約五千人います。

皆様の身近な相談相手として、国の仕事に関する苦情などの相談を広く受け付け、助言や関係行政機関に対する通知などを実行しています。

麻生区では3名が毎月第2火曜日の午後1時から4時まで相談をお受けしています。

麻生区役所地域振興課

神奈川行政評議事務所

電話(045)511-1165

E-mail: http://kanagawa30@soemu.jp

行政相談のご利用案内

行政相談委員は総務大臣から委嘱された民間有識者で全国に約五千人います。

皆様の身近な相談相手として、国の仕事に関する苦情などの相談を広く受け付け、助言や関係行政機関に対する通知などを実行しています。

麻生区では3名が毎月第2火曜日の午後1時から4時まで相談をお受けしています。

麻生区役所地域振興課

神奈川行政評議事務所

電話(045)511-1165

E-mail: http://kanagawa30@soemu.jp

行政相談のご利用案内

行政相談委員は総務大臣から委嘱された民間有識者で全国に約五千人います。

皆様の身近な相談相手として、国の仕事に関する苦情などの相談を広く受け付け、助言や関係行政機関に対する通知などを実行しています。

麻生区では3名が毎月第2火曜日の午後1時から4時まで相談をお受けしています。

麻生区役所地域振興課

神奈川行政評議事務所

電話(045)511-1165

E-mail: http://kanagawa30@soemu.jp

行政相談のご利用案内

行政相談委員は総務大臣から委嘱された民間有識者で全国に約五千人います。

皆様の身近な相談相手として、国の仕事に関する苦情などの相談を広く受け付け、助言や関係行政機関に対する通知などを実行しています。

麻生区では3名が毎月第2火曜日の午後1時から4時まで相談をお受けしています。

麻生区役所地域振興課

神奈川行政評議事務所

電話(045)511-1165

E-mail: http://kanagawa30@soemu.jp

行政相談のご利用案内

行政相談委員は総務大臣から委嘱された民間有識者で全国に約五千人います。

皆様の身近な相談相手として、国の仕事に関する苦情などの相談を広く受け付け、助言や関係行政機関に対する通知などを実行しています。

麻生区では3名が毎月第2火曜日の午後1時から4時まで相談をお受けしています。

麻生区役所地域振興課

神奈川行政評議事務所

電話(045)511-1165

E-mail: http://kanagawa30@soemu.jp

行政相談のご利用案内

行政相談委員は総務大臣から委嘱された民間有識者で全国に約五千人います。

皆様の身近な相談相手として、国の仕事に関する苦情などの相談を広く受け付け、助言や関係行政機関に対する通知などを実行しています。

麻生区では3名が毎月第2火曜日の午後1時から4時まで相談をお受けしています。

麻生区役所地域振興課

神奈川行政評議事務所

電話(045)511-1165

E-mail: http://kanagawa30@soemu.jp

行政相談のご利用案内

行政相談委員は総務大臣から委嘱された民間有識者で全国に約五千人います。

皆様の身近な相談相手として、国の仕事に関する苦情などの相談を広く受け付け、助言や関係行政機関に対する通知などを実行しています。

麻生区では3名が毎月第2火曜日の午後1時から4時まで相談をお受けしています。

麻生区役所地域振興課

神奈川行政評議事務所

電話(045)511-1165

E-mail: http://kanagawa30@soemu.jp

行政相談のご利用案内

行政相談委員は総務大臣から委嘱された民間有識者で全国に約五千人います。

皆様の身近な相談相手として、国の仕事に関する苦情などの相談を広く受け付け、助言や関係行政機関に対する通知などを実行しています。

麻生区では3名が毎月第2火曜日の午後1時から4時まで相談をお受けしています。

麻生区役所地域振興課

神奈川行政評議事務所

電話(045)511-1165

E-mail: http://kanagawa30@soemu.jp

行政相談のご利用案内

行政相談委員は総務大臣から委嘱された民間有識者で全国に約五千人います。

皆様の身近な相談相手として、国の仕事に関する苦情などの相談を広く受け付け、助言や関係行政機関に対する通知などを実行しています。

麻生区では3名が毎月第2火曜日の午後1時から4時まで相談をお受けしています。

麻生区役所地域振興課

神奈川行政評議事務所

電話(045)511-1165